

長浜市告示第205号

長浜市外国人介護人材日本語能力向上支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市外国人介護人材日本語能力向上支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の福祉事業所に従事する外国人介護人材の確保及び定着を図り、質の高い介護サービスの安定供給に資するため、介護現場において必要となる日本語能力の習得を目指す外国人介護職員に対して、予算の範囲内で日本語能力試験等の受験に要する経費を補助することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉事業所 老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事業を実施する事業所又は施設をいう。
- (2) 介護現場において必要となる日本語能力 独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が共催で実施する日本語能力試験（以下「JLPT」という。）の日本語能力区分N3相当以上であることをいう。
- (3) 外国人介護職員 次のいずれかに該当する者であって、市内の福祉事業所で就労している外国人をいう。
 - ア 経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者
 - イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第8条第1項の規定により認定を受けた技能実習の実施に関する計画により来日した技能実習を受ける者
 - ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2に定める在留資格「介護」に基づき介護福祉士として介護業務に従事する者
 - エ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件（平成31年法務省告示第65号）第1条第1号に規定する介護分野の特定技能で来日する者
- (4) 日本語能力試験等 JLPT又は公的機関等が実施する日本語能力の検定試験をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する外国人介護職員とする。

- (1) 令和8年度以降に実施される日本語能力試験等を受験した者であって、受験日において市内の福祉事業所に勤務していたもの
 - (2) 補助金の交付申請時において、次のいずれにも該当する者
 - ア 本市に住所を有する者
 - イ 納期限が到来している市税、介護保険料、国民健康保険料(税)及び後期高齢者医療保険料に未納がない者
 - ウ 前号に規定する市内の福祉事業所と同一の事業所(以下「勤務先事業所」という。)に週20時間以上勤務し、引き続き勤務する意思を有する者
 - エ 介護現場において必要となる日本語能力の習得を目指していると勤務先事業所が認める者
 - (3) 他の補助制度等により、この要綱による補助金と同種の補助金を受けない者
- (補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、次に掲げる日本語能力試験等を受験するために要する費用であって、補助対象者が支払ったものとする。

- (1) 受験料
 - (2) 教材費
 - (3) 講座受講料
- (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象となる経費の2分の1の額とし、1万円を限度とする。ただし、補助対象者に対して、勤務先事業所から費用補助がある場合は、補助対象となる経費の額から当該費用補助額を控除するものとする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、長浜市外国人介護人材日本語能力向上支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 長浜市外国人介護人材日本語能力向上支援補助金交付申請に係る雇用証明書(様式第2号)
- (2) 在留資格認定証明書の写し
- (3) 日本語能力試験等の実施機関が発行する受験結果を記した書類の写し
- (4) 受験料の領収書の写し等補助対象となる経費の支払の確認ができるもの

2 前項の規定による申請は、当該補助対象者が日本語能力試験等を受験した日から3か月を経過する日又は令和11年3月31日のいずれか早い日までに行なければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があった場合は、必要な審査を行い、交付の可否を決定し、長浜市外国人介護人材日本語能力向上支援補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により、補助金の交付申請をした者に通知するもの

とする。

(交付決定の取消し及び不当利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金を受けた者に対し、前条の規定による交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(手続きの併合等)

第9条 規則第20条の2の規定に基づき、規則第4条及び第17条の手続を併合し、規則第14条及び第15条の手続を省略する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

長浜市外国人介護人材日本語能力向上支援補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

長浜市長 あて

申請者 住所
 氏名 (※)
 電話番号

長浜市外国人介護人材日本語能力向上支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請（請求）します。

なお、現在勤務している福祉事業所に引き続き勤務する意思を有すること及び他の補助制度等によりこの補助金と同種の助成を受けていないことを誓約します。また、必要な範囲で私の住民基本台帳並びに市税、介護保険料、国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の納付に関する資料を閲覧されることについて同意します。

日本語能力試験等の内容	受験した試験名	
	実施機関名	
	受験日	年 月 日
勤務先事業所の状況	法人名	
	施設名	
	施設所在地	長浜市
	就職年月日	年 月 日
交付申請額		円 (A) 又は (B) のいずれか低い額
	受験料等	円 … ①
	勤務先事業所からの補助額	円 … ②
	補助対象経費 (①-②)	円 … ③ ※千円未満切捨
	③ × 1/2	円 … (A) ※千円未満切捨
上限額	10,000円 … (B)	
添付書類	1 長浜市外国人介護人材日本語能力向上支援補助金交付申請に係る雇用証明書（様式第2号） 2 在留資格認定証明書の写し 3 日本語能力試験等の実施機関が発行する受験結果を記した書類の写し 4 受験料の領収書の写し等支払の確認ができるもの	

(※) 氏名を手書き(自書)しない場合は、記名押印をお願いします。

交付される補助金は、下記の口座に振り込んでください。

指定 預金 口座	金融機関名	銀行 信用金庫 農協 信用組合 労働金庫						本店・所 支店・所 出張所 (該当に○)
	預金種別		口座番号 (右詰めで記入)					
	普通 ・ 当座							
	口座名義人	フリガナ						
氏名								

(注) 口座は、補助金申請者の名義に限ります。また、口座情報を確認できるものの写しの添付をお願いいたします。

様式第2号（第6条関係）

長浜市外国人介護人材日本語能力向上支援補助金交付申請に係る雇用証明書

年 月 日

長浜市長 あて

所在地

法人名

代表者



下記の者を週20時間以上雇用していることを証明します。

併せて、介護現場において必要となる日本語能力の習得を目指している者と認めます。

記

住 所	長浜市
氏 名	
生年月日	年 月 日
勤務先 事業所名	
職 種	
在職期間	年 月 日 ～ 現在
日本語能力 習得の補助	有（金額 円）・ 無

様式第3号（第7条関係）

長浜市外国人介護人材日本語能力向上支援補助金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

決 定 の 区 分	1 決定します。		
	2 却下します。	却下理由	
交 付 決 定 金 額			
			円

問合せ先 長浜市
電話番号

F A X